三朝町税条例の一部を改正する条例について

別然の通り三朝町稅条例の一部を改正する

昭利三十九年五月十二日 提出

三朝町長

昭和卅九年五月 派武日 原案可決

坂

出 雅

己

三朝町蘇会議長

矢田秀雄

版。 文

## 三朝町代条例の一部を改正する条例(学)

三朝町稅糸例(昭和三十二年三朝町院糸が十一号)の一部を次のように改正する

第二十四条第一項年第三号中「十八万円」を「二十万円」に改める

第三十四条第二項中丁第八項」を丁第七項」に改める

第三十四条の二中丁山林所得の金額から」の次に丁扶養控除額及び 一を加える

受ける者」の下にて(扶養控除額の控除の対象とされた者を除く。)」を加え、同項を同

序三十四条の七序一項を削り 同条序二項中↑納稅義務者が青色専役者給与額の支給を

第三十六条の二第一項中「九万円」を削り「基礎控除額及び扶養控除額の合計額」を加

第四十六条中一規則で定める計算書を町長に提出し、 及び山を削る

の法人、 第五十六条各号列記以外の部分中T学校教育法第一条若しくは第九十八条第一項の学校 を設置する」を削り「私立学校法第六十四条第四項の法人、」の下に「民法第三十四条 宗教法人若しくば社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、民法第三十四条の

之、第二号中一図書館の設立、山の下に「養成所の指定、山を 「図書館、」の下に「 法人で看護婦、準看護婦、歯科衛生士又は歯科技工士の養成所を設置するもの、」を加

養成所」を加える

第七十一条左次のより作取める。

第七十一条 法附則第四十三項又は第四十四頃の住宅について、同項の規定の適用を受 けるうとする者は、当該年度の初日の属する年の一月三十一日までに左に掲げる事項を 記載した申告書を町長に提出しなければならない (新築住宅に対する固定資産稅の減額の規定の適用を受けるうとする者がすべき申告)

一、納稅義莠者の住所及び氏名又は名称

三、家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

一个零年順中一下的和其十八年度分上左一下的和三十八年度から昭和四十年度打

1の心生度分上に改める

第九十三条中一百分の十三四」を一百分の十五」に改める

第九十八条中一百分の八」左丁法附則第四十五項の規定の適用がある場合を除くほか百分

の七口に改める

第百三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える

電氣の使用者であって、法附則第四十五項の規定の適用を受ける者の数

第百十条の次に次の一条を加える

( 電気ガス税の税率区分の明細書の提出)

分)の使用場所ごとの使用量及びこれに対する料金相当額又は料金を同項に規定する税率 第百十年の二 法附則第四十五頃の規定の適用を受けるべき電気の使用者は、前月中に使 用した電気(特別徴収に係る者については、前月中に支払った又は支払うでき料金に係る 細書を一切り十日までい町長に提出しなければならない の適用を受ける部分と法帯四百九十条に規定する税率の適用を受ける部分とに区分した明

附別第本項の次に次の五項を加える

(昭和三十九年度分の固是資産税に関する特例)

るのは「四月二十一旦とするの ませいとあるのは十年月十日から米月十日まではと、第七十九条中丁三月二十一日」とあ 昭和三十八年度分の固定資産税に限り、第六十七条第一項中一中月十日から同川五十日

■発見これで う。▲)をこえる場合にあいては、当該各年度分の固定資産税の税額は、当該調整固定資 てき顔とした場合にあける当該各年度分の固定資産税額(以下「調整固定資産税額」とい いついてはその昭和三十八年度介の課稅標準額の一、二倍の額をそれぞれの課稅標準となる の固定冥産税額が、その真だの基礎となった課院標準となるべき額のうち、調整対象表地 い保るものいつ、ではての昭和三十八年度分の課稅標準額を、調整対象字地等、保るもの 昭和三十八年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度分

れた土地いついては、昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格をい い、昭和三十九年度、昭和四十年度又は昭和四十一年度にあいて新たに固定資産税を課す 前項の「昭和三十八年度分の課稅標準額」とは、昭和三十八年度分の固定資産稅を課さ

算是したものをいう。一ただしこれらの土地が昭和三千九年度分、昭和四十年度分又は昭和 並びに同項第三号の方法及の手続(以下「從前の固定資産評価基準」という。とは準じて 律(昭和三十七年法律第五十一号)にする改正前の法第三百八十八条第二項第一号の基準 ることとなる土地については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税 の課稅標準の基礎とたった価格に以掌する価格として町長が大方稅法の一部を改正する法

四十一年度分の固定資産我について法第三百四十九条の三第十項の規定の適用を受ける上 る土地につびては、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課稅標準 の基礎となった価格に以準する価格として町長が後前の固定資産評価基準に準じて質定し 、昭和四十一年度に保る賦課期日にあいて地目の受換での他これに類する特別の事情があ

課稅標準額をこえるものをいい、同項の「調整対象定地等」とは、田又は畑以外の土地で 分又は昭和四十一年度分为固定官差我の課稅標準となるべき報がその的和三十八年度分の 、その昭和三十九年度分、昭和四十年度分又は昭和四十一年度分の固定有差視の課稅標準

地等についてはその昭和三十八年度分の課稅標準額の一、二倍な額とする。)」と、「二 となるべき額がその昭和三十八年度分の課教標準額の一二倍をこえるものをいう 万円しとあるのは「二万四千円しとする。 「国定資産税の課税標準となるべき網」とあるのは「固定資産税の課税標準となるべき額 昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、第六十三条中 (土地のうち、調整対象表地についてはその昭和三十八年度分の課校標準額、調整対象主

附 则

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第百十条の二の規定は、昭和三十九年 五月一日から施行する

2、新条例第三十四条の二、第三十四条の七々の第三十六条の二第一項の規定は、昭和三十 几年度分の個人の町民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の町民税については、 なを後前の例による

3, 同条中一一月三十一日しとあるのは一四月三十日しとする 新条例第七十一条の規定の適用については、昭和三十八年度分の固定資産就に限り、

4, 直接消費者に売り渡される製造にばこいついて適用し、同日前に係る分いついては、な を從前の例になる 新条例第九十三条の規定は、昭和三十九年四月一日以后小売人又は国内温費用として

5, ~き料金に係る分)については、なを災町の例による 月三十一日までの分(特別徴収に係る電気ガス税にあっては、同日以前にあいて收納す ガス税にあっては、同日以何に収納すべき料金に係る分)から適用し、昭和三十九年三 新条例第九十八条の規定は、昭和三十九年度3月|日以后の分(持別徴収に係る配気

6 万を終前の例になる 改正前の三朝町税条例の規定に基づいて課し、又は謝すべきであった町稅については 町 民 稅 昭和38年要、昭和39年度 比 較 対 象 表 (例5人家族)

	Ametericinism article		-	Armyanian and a spirate service service	American de la companion de la	- straummenera	dintra consistence and emeritar to	and the second s			<i>然次</i>
段階別分		瀬	基礎控除	扶養控 除額	A	税率	累進控 除額		除(块養)	差引所得割稅 額	昭和39年 <u>庚</u> 減、稅額
广 河 以 下	<i>い8</i> 年	***	<i>95</i> Pi	/ <i>か</i> 5円	<b>プラ門</b> -	. კ	######################################	1.500	2.400		
5-10	38 1 39 1	18"	4	ノッラ月	95 FI	<i>₹</i> ⁄	too 1	2/009		700	700 F
10 ~20	ઝુ₽ . ઝ9 4	2/- 1	11	少万円	16 "	√.↓ 3	3000 H	6.800 <sup>H</sup>	7.400	4.400 P	
	ઝુક" ઝુક જ	<i>ر،</i> ځو	<i>y</i> .	元の公	26 11 / W 1	6.t 5.t	4000 <sup>A</sup>	12.900H	SAME AND ASSESSMENT OF THE PARTY NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER, THE PARTY NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER, THE PARTY NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER, THE PARTY NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE OWNER, THE O	101500 A	
30~50	39 °	to "	, -	/ 3万円	41 ". 28 "	7.t- 6.t-	7.000 H 4000	23.7/0A		14.200 A	
50~100	3°9 % 3°9 %	80 11	<i>η</i> ···	\ \       	71 1 SF 1	8.4 4.8	12.000A	48.01/0 <sup>19</sup>	3,400	84.900 A	'. _
100 ~150	39 %	130 "	,, -	/ 3万円	121 "	9.s-	23,000 A	902,910	2.4.0.3.	90.410 H	
150 JK F	79 "	200 "	,, .	/ <b>シ</b> 5.円	178 1	11.0	44,500 A	165-600 A	2.4.0		
ん着				•				erona melindika peresaka kalandaran	EMETANIŞMA A ÇOLUNU MEMANIYA ÇIRÇEN M	ALBANA BENEFITAN PERMINENTAL P	The second second second second second second